

教科書における「子どもの権利条約」

記述内容の調査

- 第1回調査：1996年8月～10月
- 第2回調査：2002年8月
- 第3回調査：2006年8月
- 第4回調査：2017年11月

創価学会女性平和委員会

教科書における「子どもの権利条約」

創価学会女性平和委員会では、「子どもの権利条約」NGO レポート作成にあたり「条約の広報」の現状調査を続けてきており、官公庁、地方公共団体の「広報」の調査とともに、教科書(小・中学校、高校使用)を「子どもの権利条約」認知への一媒体として捉え、教科書における「子どもの権利条約」に関する記述内容を 1996 年から 2017 年の間に 4 回の調査を実施してきた(於:公益財団法人「教科書研究センター」附属 教科書図書館*)。*文科省検定済みの各教科全教科書が閲覧できる。

☆第 1 回調査 1996 年 8 月～10 月 (別紙《表 1》参照)

小・中学校、高校で使用する各教科書(小学校の社会、中学校の公民的分野・技術家庭、高校の現代社会・政治経済・家庭一般・生活一般・生活技術)において「子どもの権利条約」に関する記述があるかどうかを調査。主な調査項目として、条約名・条約の抜き書き・趣旨または要約、また子どもが「権利の主体である」との明確な記述があるかどうかなどを中心に調査した。その結果として、小・中学校の教科書については「条約名」は全ての教科書に記され、小学校「社会」では全ての教科書に「条約の趣旨または要約」が書かれ、中学校「公民的分野」では「具体的な条文」が 7 冊のうち 6 冊の教科書に記されていた。また高校 5 教科の全教科書 53 冊のうち 16 冊(30%)に全く記述がなく、「条約名」しか記されていないもの 16 冊を加えると 32 冊(60%)が、趣旨や具体的な記述などがなかった。同条約における「子どもが権利の主体」という最も重要な点については、明確な記述のあった 13 冊とそれを示唆する記述があったもの 3 冊をふくめて 16 冊(24%)であった。今回調査した教科書、特に高校の「現代社会」「政治・経済」などに同条約のより詳しい記述が今後望まれる。

☆第 2 回調査 2002 年 8 月 (別紙《表 2》参照)

本調査は、前回調査(1996 年)から文科省の学習指導要領改訂により高校の教科変更があったため、全体の調査対象教科を 7 種類とした。調査結果は、小・中学校、高校で使用している教科書(小学校の社会、中学校の公民的分野・家庭分野、高校の現代社会・政治経済・家庭基礎・家庭総合)の中学校の「公民的分野」1 冊を除く全てに「子どもの権利条約」への言及があった。さらに、そのほとんどにおいて、「条約の趣旨又は要約」が記述されていた。また「子どもは権利の主体である」ことや、今回から調

査項目にあげた「子どもの最善の利益」「意見表明権」など同条約の基本原則の記述、また、途上国の子どもたちが直面している問題だけでなく、日本においても虐待やいじめなど同条約に関する問題があることが記述されている教科書も見られた。さらに、国連子どもの権利委員会から日本政府に対して出された最終見解を載せている教科書や、条約の抜粋を巻末に資料として収録している教科書もあった。

☆第3回調査 2006年8月（別紙《表3》参照）

前回調査(2002年)から本調査まで、4年間を経ているが、その間に文科省の学習指導要領の改訂が無かったことにより、教科の種類は変化がなかった。高校では学習指導要領改訂の移行期であったため「現代社会」および「政治・経済」は2004年に新たに出版されたものがあり、2002年調査より調査対象の教科書が増加していた。その増加分以外は、小学校の「社会」、中学校の「公民的分野」「家庭分野」、高校の「家庭基礎」「家庭総合」は2002年時に調査したものと変化はなかった。2004年に出版された「現代社会」1冊と「政治・経済」5冊のなかで、「子どもの権利条約」の記述が全くないものが1冊あったが、「政治・経済」では初めて「子どもの権利条約」に定める権利が、戦乱や貧困下にある途上国だけでなく、校則・いじめ・体罰などで侵害されている日本の子どもの権利としても捉えていることが記されているものがあった。また前回調査まではみられなかったが、「政治・経済」において、巻末資料に条文の抜粋を載せているものが2冊あった。

☆第4回調査 2017年11月（別紙《表4》参照）

今回の調査では、2002年及び2006年以降、文科省の学習指導要領改訂があり小学校の教科が変わったこともあり、全体の調査対象教科を9種類とした。調査の結果、小学校の「家庭」を除く、小・中学校、高校の全ての教科(小学校の社会・道徳、中学校の公民的分野・家庭分野、高校の現代社会・政治経済・家庭基礎・家庭総合)で「子どもの権利条約」について何らかの言及があった。2002年、2006年の調査と比較すると、高校の「家庭基礎」「家庭総合」は、同条約の権利内容や国内で起きている問題(虐待・子どもの貧困など)との関連の記述が増えていた。「家庭基礎」では、日本政府が国連から「意見表明権の実現を図る必要がある」との勧告を受けていることに言及している教科書や、また2016年に改正された児童福祉法に同条約の理念が記されて

いることを載せている教科書もあった。今回は、調査項目として新たに、同条約における「4つの権利(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)」についても記述があるか調べた結果、小学校の「家庭」を除く全ての教科で言及しており、中学校の「公民的分野」は57%、高校の「現代社会」「家庭基礎」は30%以上、調査教科書全体の33%に記述があった。全体的に同条約に関する記述は以前より増えており、徐々に同条約が浸透してきていると考えられる。今後、小学校の「道徳」「家庭」、高校の「現代社会」「政治・経済」にも更に記述が増えることが望まれる。

＜まとめ＞

1996年から2017年の調査では、全般的に、教科書における「子どもの権利条約」の扱いは、記述の有無、記述程度・量、記述内容の点において前進がみられた。しかしながら、これらの肯定的な変化は、教科書制作会社の編集者や執筆者の間での同条約の重要性の認識の高まりや理解の深化、同条約を教科書で扱うことについての積極的姿勢、自主的取り組みなどの結果であり、政府・文科省が学校教育における「子どもの権利条約」徹底のため何らかの取り組みをしたとは言えない。

子ども自身が「子どもの権利条約」への関心と意識を高めるという意味において、また人権教育という視点からも、学校教育で使用される教科書に同条約を如何に記述するかは、重要なことである。当委員会が2017年に行ったアンケート調査において、『「子どもの権利条約」をどのような方法で知りましたか』(選択肢・複数回答)という質問に、中学生の42%、高校生の84%が「学校の教科書や先生の話」と回答していたことがわかった(別紙《グラフ》参照)。学校教育の現場では教科書を中心に授業が行われているが、このアンケート結果からも教科書の記述内容の影響力は極めて大きいと考えられる。

日本の教科書は文科省による検定制度があるのは周知のことであるが、そのことにより教科書会社は、ほぼ10年ごとに改訂される文科省学習指導要領に準じて教科書を制作することになる。その結果、改定後は教科の変更等により、教科書会社は現行を継続する場合もあるが、執筆者を変更するなどして新たに編集、また会社によっては新規参入、撤退などがあり、教科書事情は変遷する。前述したように1996年から2017年の間に4回の教科書調査を行ってきたが、その間2回の学習指導要領の改訂が行われ、時代状況の変化とあいまって、教科書の記述においても、変化があったと考えられる。子どもにとって、「子どもの権利条約」のことを知る機会、教科書を使用する学校での授業であることを考えると、小・中学校、高校の教科書に、同条約の内容が反映されるよう、今後、学習指導要領に明示することが望まれる。

《表1》教科書における「子どもの権利条約」に関する記述の調査結果

1996年8月～10月調査 於：教科書図書館

	科 目	調査 教科 書数 (注1)	条約名の記述の有無		条約についての記述があったもののうち					備 考
			有	無	条約名のみ 記載があった もの	趣旨または 要約の記述 があったもの	「権利の主体」 の記述があった もの	「権利の主体」 を示唆する記述 があったもの	具体的な条文 の記述があった もの	
小学校	社会 (必修) (注2)	6	6	0	0	6	0	1	0	国連年表1(注4) コラム2(注5)
中学校	公民的分野 (必修)	7	7	0	0	1	1	2	6	巻末資料7(注6) コラム2
	家庭分野 (必修)	2	2	0	0	2	0	0	0	コラム1
高校 (注3)	現代社会 (選択必修)	10	8	2	3	3	2	0	2	巻末資料1 人権年表2(注7) 条文抜粋3(注8)
	政治・経済 (選択必修)	26	19	7	11	6	5	0	2	人権年表5 条文抜粋3 写真1(注9)
	家庭一般 (選択必修)	7	4	3	1	1	1	0	2	条文抜粋3
	生活一般 (選択必修)	7	5	2	1	3	3	0	1	コラム3 条文抜粋2
	生活技術 (選択必修)	3	1	2	0	1	1	0	0	コラム1
計		68	52	16	16	23	13	3	13	

創価学会女性平和委員会調べ

(注1) 小学校と高校は各教科とも1996年時使用の教科書。中学校は各教科とも96年に検定された教科書。 (注2) 6年生用の下巻。

(注3) 「現代社会」又は「倫理」＋「政治・経済」を選択。「家庭一般」「生活一般」「生活技術」のなかから1科目選択。

(注4) 本条約採択が載っている国連活動の年表。 (注5) 教科書本文以外の囲み欄に掲載されていた本条約に関する文章。

(注6) 巻末資料として条文の一部を掲載。 (注7) 本条約採択が載っている人権に関する歴史年表。

(注8) 教科書本文の参考資料として載っている条文の一部。 (注9) 教科書本文の参考資料として載っている「子どもによる条約採択祝賀会」の写真。

《表2》教科書における「子どもの権利条約」に関する記述の調査結果

2002年8月調査 於：教科書図書館

	科 目	調査 教科 書数 (注1)	条約名の記述の有無		条約についての記述があったもののうち						備 考
			有	無	条約名のみ 記載があった もの	趣旨または 要約の記述 があったもの	「権利の主体」 の記述が あったもの	「子どもの最善 の利益」の記 述があったもの	「意見表明権」 の記述が あったもの	途上国だけで なく日本の問題 でもある(注2)	
小学校	社会 (必修)	5	5	0	3	2	0	0	0	0	
中学校	公民的分野 (必修)	8	7	1	0	7	2	5	7	5	国連勧告1(注3) 巻末資料7(注4)
	家庭分野 (必修)	2	2	0	0	2	0	1	1	0	
高校	現代社会 (選択必修)	12	12	0	0	12	5	3	8	1	巻末資料2
	政治・経済 (選択必修)	6	6	0	2	4	4	0	4	0	
	家庭基礎 (選択必修)	9	9	0	0	9	7	6	7	6	国連勧告1 巻末資料1
	家庭総合 (選択必修)	9	9	0	0	9	9	8	9	7	国連勧告1 巻末資料1
計		51	50	1	5	45	27	23	36	19	国連勧告3 巻末資料11

創価学会女性平和委員会調べ

(注1) 各教科とも検定合格した教科書(小・中学校は2002年から、高校は2003年から使用)を調査対象とした。小学校「社会」は6年生用のみ調査。

(注2) 戦乱や貧困下にある途上国だけでなく、虐待やいじめのある日本でも子どもの権利について問題となっていることが記述されているもの。

(注3) 国連子どもの権利委員会が各国政府に対し改善すべき点について勧告していることを記述しているもの。

(注4) 巻末資料として、条文の抜粋を載せているもの。

《表3》教科書における「子どもの権利条約」に関する記述の調査結果

2006年8月調査 於：教科書図書館

	科 目	調査 教科 書数 (注1)	条約名の記述の有無		条約についての記述があったもののうち						備 考
			有	無	条約名のみ 記載があった もの	趣旨または 要約の記述 があったもの	「権利の主体」 の記述が あったもの	「子どもの最善 の利益」の記 述があったもの	「意見表明権」 の記述が あったもの	途上国だけで なく日本の問題 でもある(注2)	
小学校	社会 (必修)	5	5	0	3	2	0	0	0	0	
中学校	公民的分野 (必修)	8	7	1	0	7	2	5	7	5	国連勧告1(注3) 巻末資料7(注4)
	家庭分野 (必修)	2	2	0	0	2	0	1	1	0	
高校	現代社会 (選択必修)	13	13	0	1	12	5	3	8	1	巻末資料2
	政治・経済 (選択必修)	11	10	1	4	5	5	0	6	1	巻末資料2
	家庭基礎 (選択必修)	9	9	0	0	9	7	6	7	6	国連勧告1 巻末資料1
	家庭総合 (選択必修)	9	9	0	0	9	9	8	9	7	国連勧告1 巻末資料1
計		57	55	2	8	46	28	23	38	20	国連勧告3 巻末資料13

創価学会女性平和委員会調べ

(注1) 各教科とも検定合格した小・中学校、高校の教科書(2006年時使用)を調査対象とした。小学校「社会」は6年生用のみ調査。

(注2) 戦乱や貧困下にある途上国だけでなく、虐待やいじめ、体罰などのある日本でも子どもの権利について問題となっていることが記述されているもの。

(注3) 国連子どもの権利委員会が各国政府に対し改善すべき点について勧告していることを記述しているもの。

(注4) 巻末資料として、条文の抜粋を載せているもの。

《表4》教科書における「子どもの権利条約」に関する記述の調査結果

2017年11月調査 於：教科書図書館

	科目	調査教科書数 (注1)	条約名の記述の有無		条約についての記述があったもののうち								備考
			有	無	条約名のみ記載があったもの	前文や条文抜き書き	趣旨または要約の記述があったもの	「権利主体」の記述があったもの	「子どもの最善の利益」の記述があったもの	「意見表明権」の記述があったもの	日本の問題として取り上げている	4つの権利(注4)	
小学校 (注2)	社会(必修)	4	3	1	0	2	3	1	0	1	1	2(*1)	*1 世田谷区子ども条例についての記述が1社有
	道徳(必修)	8	1	7	0	0	1	0	0	0	0	1	
	家庭(必修)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校	公民的分野(必修)	7	6	1	0	6	5	2	2	2	5	4	
	家庭分野(必修)	3	3	0	0	2	3	0	1	0	1	2	
高校 (注3)	現代社会(選択必修)	12	10	2	2	3	4	1	1	3	1	4	
	政治・経済(選択必修)	9	7	2	3	0	5	2	2	2	0	2(*2)	*2 児童虐待防止法の記述が1社有
	家庭基礎(選択必修)	10	10	0	0	10	10	7	8	6	6(*3)	3	*3 虐待・子どもの貧困について記述が2社有
	家庭総合(選択必修)	6	6	0	0	5	6	3	4	4	3(*4)	2	*4 虐待・貧困についての記述が3社有
計		60	46	14	5	28	37	16	18	18	17	20	

創価学会女性平和委員会調べ

(注1) 各教科とも検定合格した小・中学校、高校の教科書(2017年時使用)を調査対象とした。

(注2) 小学校は、「社会」(6年生用)「道徳」(2018年度から一部を先行実施し2020年度より全面実施。6年生用)「家庭」(5・6年生用)を調査。

(注3) 「現代社会」と「政治経済」+「倫理」のどちらかを選択。「家庭基礎」と「家庭総合」のどちらかを選択。

(注4) ユニセフが定義する条約の4つの権利「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を示す。

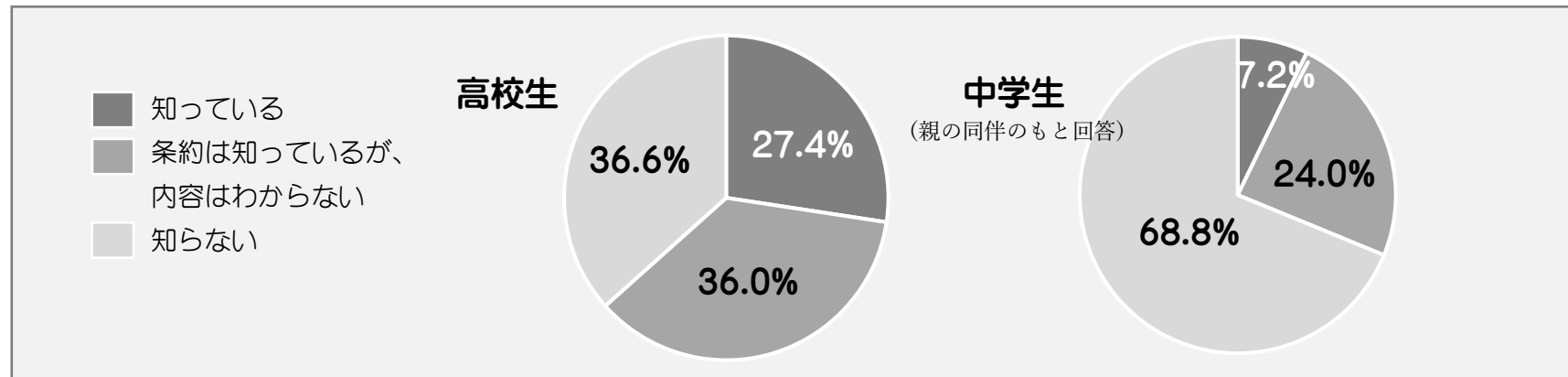
① 2006年時調査に比べ、高校「家庭基礎」・「家庭総合」は、権利内容や国内問題との関連(虐待・子どもの貧困など)の記述が増えている。
「家庭基礎」においては、国連から日本政府に対し、「意見表明権の実現を図る必要がある」との勧告を受けている旨に言及している教科書がある。
また、児童福祉法(2016年改正)に条約の理念を表明していることを記述している教科書もある。

② 全教科を通じて、「4つの権利」に触れている教科書が多かった。

③ 小学校の「道徳」や「家庭」、高校の「現代社会」「政治・経済」においても、条約の記述が増えることが望ましい。

《グラフ》「子どもの権利条約」周知度調査

Q1 あなたは「子どもの権利条約」を知っていますか



Q2 あなたは「子どもの権利条約」をどのような方法で知りましたか（複数回答）

